

堺市民会館整備計画検討懇話会要綱

(設置)

第1条 堺市民会館の建替えの実施に伴い、堺市民会館整備計画の策定について検討するに当たり、広く有識者等から意見を聴取するため、堺市民会館整備計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(構成)

第2条 懇話会は、委員7人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) ホールの運営に関し優れた識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(座長)

第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 懇話会の会議は、座長が主宰する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第4条 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、文化課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、堺市民会館整備計画が策定された日の翌日に、その効力を失う。